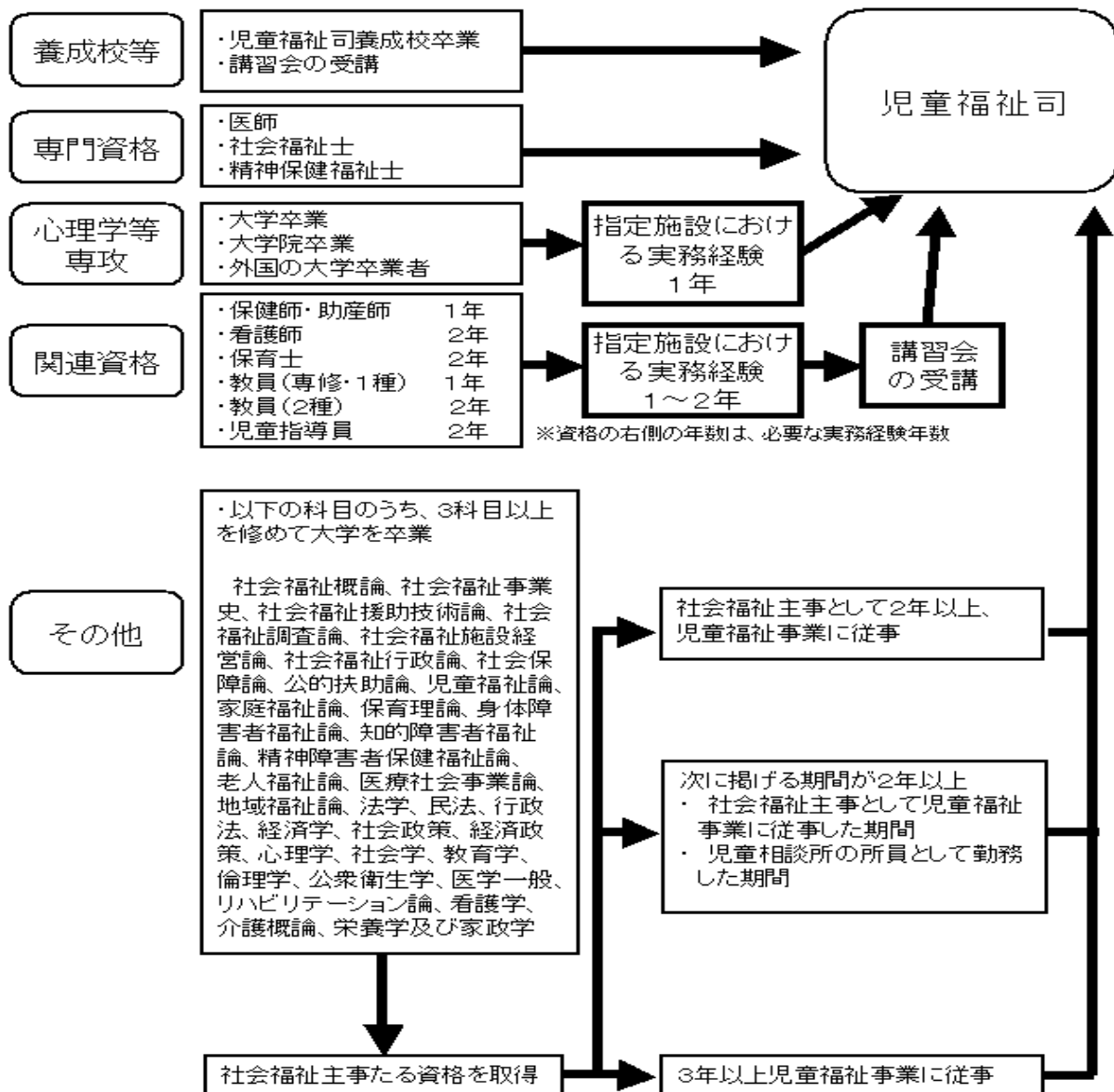


## 児童福祉司の任用資格要件について

(児童福祉法第13条)

○次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

1. 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
2. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3. 医師
4. 社会福祉士
5. 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
6. 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの



## 身体障害者福祉司の任用資格要件について

(身体障害者福祉法第12条)

○次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

1. 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有するもの
2. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
3. 医師
4. 社会福祉士
5. 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
6. 前各号に準ずる者であって、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

## 知的障害者福祉司の任用資格要件について

(知的障害者福祉法第14条)

○次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

1. 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有するもの
2. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
3. 医師
4. 社会福祉士
5. 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
6. 前各号に準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

## 心理判定員の資格要件について

(身体障害者更生相談所の設置及び運営について第一の3(2)イ)

○次の各号のいずれかに該当する者であること。

1. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
2. 身体障害者福祉司その他社会福祉事業に従事する者として2年以上その職務を行い、前号に準ずる学識経験を有すると認められる者

(知的障害者更生相談所の設置及び運営について第一の3(2)イ)

○次の各号のいずれかに該当する者であること。

1. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
2. 知的障害者福祉司その他社会福祉事業に従事する者として2年以上その職務を行い、前号に準ずる学識経験を有すると認められる者

## 児童指導員の資格要件について

(児童福祉施設最低基準第43条)

○次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1. 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
2. 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
3. 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者
4. 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学に専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
5. 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
6. 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法の規定により大学への入学を認められた者若しくは12年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
7. 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を持ち、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めた者
8. 3年以上児童福祉事業に従事した者で厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの